

工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）

1 運用の手引きの目的

「工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）」（以下、本書）は、長野市における工事書類の電子納品を推進する基本的な運用レベルとして、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

工事施工に係る受発注者間のやり取りを、従来の紙媒体で行うことを前提にしつつも、業務の効率化、成果品の簡素化、省資源化及び保管の省スペース化に効果が表れるよう、本手引き（案）を指針として運用する。

なお、長野市における工事書類の電子納品は、試行の導入から順次、段階的に適用範囲を拡充する方針で進めるが、本手引き（案）の改訂が必要であれば、「長野市建設工事における電子納品の試行要領（案）」と併せ、適宜、見直しを図るものとする。

2 電子納品の対象工事

電子納品の適用は「長野市建設工事における電子納品の試行要領（案）」に基づき、次の各号に適合する工事を対象とする。

- (1) 契約額が、70万円を超える全ての工事。

ただし、国庫補助事業による発注工事については、原則として、電子納品の対象から除く。

- (2) (1)において、受注者が電子データによる書類提出を希望し、発注者となる工事担当課の所属長が、認めたものを対象とする。

※電子納品の書類提出において、発注者が受注者の希望に応じることが前提となる。

※電子納品に掛かる費用は工事費の諸経費（共通仮設費）に含むものとする。

※検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 用語の定義

- (1) 電子納品：工事の成果を電子成果品で納品することを指す。
- (2) 電子成果品：設計図書及び「長野市建設工事共通仕様書」において規定されるものから、「長野市建設工事における電子納品の試行要領（案）」等に基づいて作成した電子データを指す。
- (3) 電子媒体：電子成果品を格納したCD-Rを指す。

4 電子納品の対象となる書類

電子納品の対象となる工事の電子成果品は長野市建設工事共通仕様書に規定される次の各号に定めたものとする。

- (1) 図面 平面図、縦・横断面図、展開図、構造図等、工事施工に関するもの。
- (2) 工事写真 着手前、しゅん工、施工過程、出来形管理等、工事施工に関するもの。

※(1)と(2)のいずれかを選択することも可能とする。

5 電子成果品に係る基準類は、次の各号に示す。

- (1) 長野市建設工事共通仕様書 「I 土木工事編」、「第1編共通編」、「第1編 総則」、「第1章 総則」、「1-1-1-28 施工管理」、「8. 記録及び関係書類」
- (2) 前号(1)に包含する「土木工事施工管理基準」、「8 その他」、「(1) 工事写真」
- (3) 前号(2)に包含する「写真管理基準」、「(工事写真の整理法)」
- (4) 工事書類の電子納品に関する運用の手引き (案) (長野市)

※下記の基準類は電子成果品の作成に際し、参考とする。

- (5) 工事完成図書の電子納品要領 (案) (国土交通省)
- (6) CAD製図基準 (案) (国土交通省)
- (7) 電子納品運用ガイドライン (案) (国土交通省)
- (8) デジタル写真管理情報基準 (案) (国土交通省)

6 電子納品に必要な要件

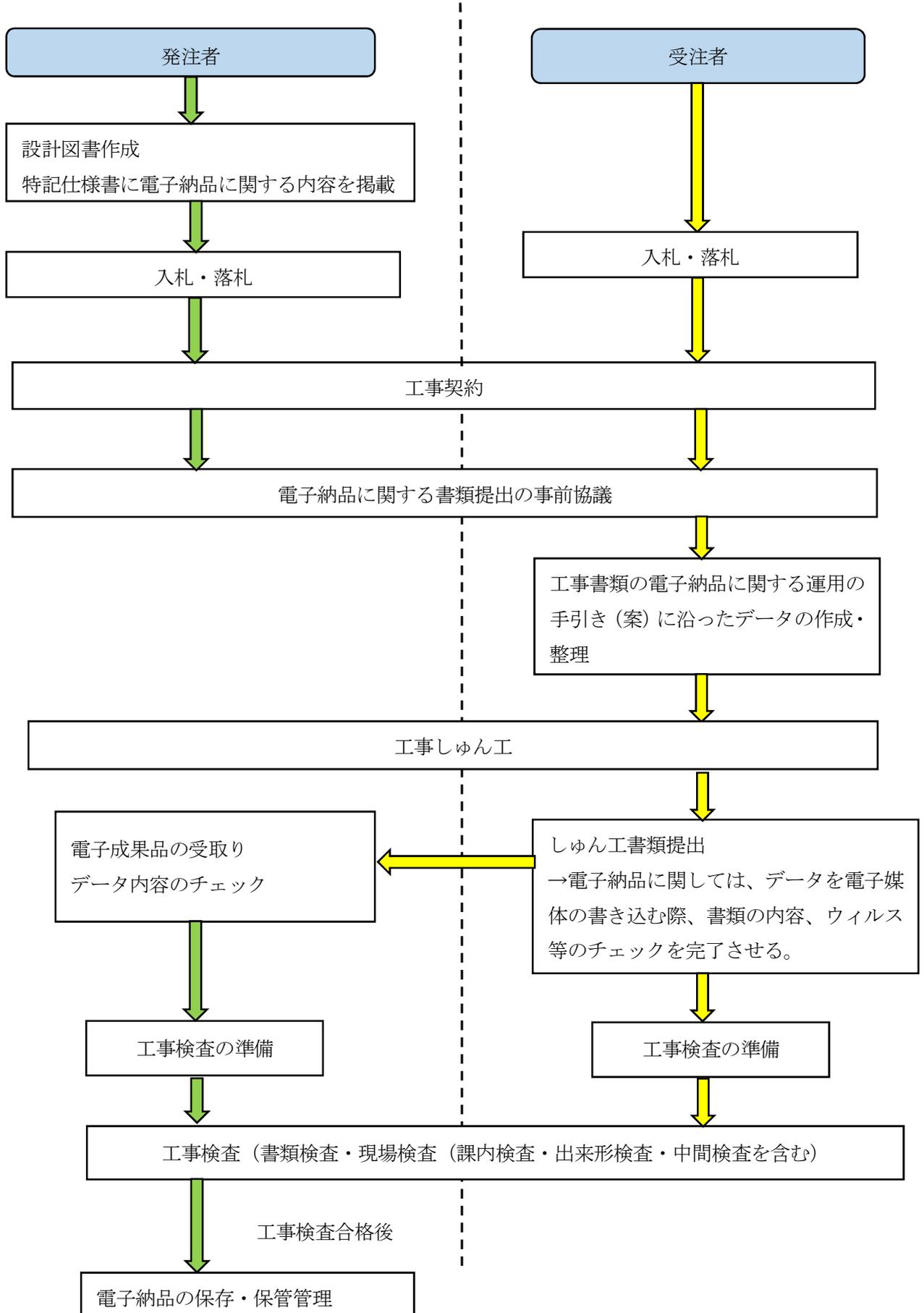
電子納品による書類提出において、必要な要件を次の各号に示す。

- (1) 電子納品による書類提出の有無について、施工協議書等の文書により、受発注者間の取り交わしを必ず行うこと。
- (2) 受注者は、現場の工事検査において、電子データの内容が現地で確認できるよう、必要に応じてパソコン機器等の設営、また、工事目的物の成果を示す「しゅん工図」(電子データを印刷したもの)を用意し、出来形寸法等が現地で確認できるようにすること。
- (3) 電子書類はCD-Rに格納し納品すること。
データの容量は、原則として1件の工事につき、CD-R 1枚分に収めることを基本とする。
- (4) 会計事務の審査で必要な「着手前」及び「しゅん工」の状況が確認できる工事写真は、紙媒体で提出すること。
- (5) 電子納品となる工事書類の種別及び電子媒体に格納したデータ内容をしゅん工図書の提出書類一覧表等で明記すること。

7 電子納品の運用に係る事務のフロー

電子納品は、「別紙-1 受発注者間における電子納品の事務フロー」に基づき、運用を図るものとする。

別紙ー1 受発注者間における電子納品の事務フロー



8 電子納品の実施にあたり、受発注間で確認すべき事項

(1) 着手前協議

工事の着手前に、契約期間の電子納品に関する疑問を解消するため、電子納品の対象書類やデータファイル形式について、協議するとともにデータのバックアップ体制やウィルスの防止などセキュリティ対策について確認する。

(2) 電子媒体の選択（CD-R… 一度しか書き込みができないもの。）

(3) 電子媒体及び紙媒体で納品する書類の対象を決める。

(4) 電子データを格納する基本ソフト（ファイルフォーマット）を決める。

(5) 納品前の確認

しゅん工検査前に、電子データによる円滑な検査が実施できるようチェックシート等を使用し、受発注者間で確認する。（チェックシートは発注機関の工事担当課が作成）
チェックの主な内容は、以下のとおりである。

- ① 納品するCD-Rに破損、傷がないように外観チェックを行う。
- ② データのウィルスチェック
- ③ 紙媒体と電子データの内容に相違がないことの確認。

(7) 電子データを含めた建設工事のしゅん工書類（成果品）の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|---|--|----|
| ① | 電子媒体（CD-R） | 1部 |
| ② | 紙媒体の提出書類 | |
| | ・工事写真のうち、「着手前」、「完成（しゅん工）」 | 1部 |
| | ・施工協議により電子媒体で提出するものの他に、紙媒体による提出が必要と定めた書類 | 1部 |
| | ・①、②以外の紙媒体成果品（図面、工事写真以外のしゅん工書類） | 1部 |

※電子媒体ラベルの記載項目については、工事名、工事場所、受注者の名称を含むものとする。

(8) 発注者側のシステムにおいて、電子データ容量が限界値を超えデータ保存ができない、また、災害発生などの起因により、ネットワーク回線が不通になる事態も想定し、紙媒体の提出方法が

有り得ることも、受発注間で認識すること。

9 発注者における電子データの取り扱いについて

無害化処理を行った電子データの長野市部局間フォルダの保存期間は、工事検査実施後、速やかに、工事担当課がデータ消去を行うものとする。

10 受注者のバックアップデータ

受注者は、納品した電子納品のバックアップデータを発注者の工事担当課が定めた期限まで保管する。保存期間は、原則として5年間とする。

11 納品のファイル形式は下表を基本とし、監督員の承諾を得て使用する。

図面、工事写真の電子媒体は発注者の現システムで閲覧可能なものとする。

適用する電子媒体の例を下表に示す。

図面（平面図、縦断図、横断図、構造図等）	工事写真
JWW-CAD SFC DXF …上記のソフトに限定する。 （バージョンアップに対応できるもの） 必ず、発注者が閲覧可能なものを使用する。	Excel Word PDF …上記の他、発注者が閲覧可能なもの。

備考

※ 工事写真の作成において、デジタルカメラの有効画素数は工事黒板の文字が判読できるものとする。

※ インストールを行う上で、使用するソフトが無償であることが前提となる。

12 本書の運用開始

本書の運用は令和3年4月1日から開始する。